



「消防団協力事業所表示制度」の実施について

防災課

1 「消防団協力事業所表示制度」の導入・推進

地域防災の中核的存在である消防団ですが、年々、団員数が減少し、約200万人いた消防団員が今では90万人を割ろうとしており、また、社会経済の進展により産業構造や就業構造が大きく変化し、全消防団員の約7割が被雇用者となっています。

このような状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要であり、事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得ることが必要になっています。

そのため消防庁では、消防団活動への一層の理解と協力を得るため、平成17年度に「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を設け、消防団と事業所の協力体制の在り方について検討を行いました。

この検討会の提言を受け、平成18年度に「消防団協力事業所表示制度に関する検討会」を設け、制度の具体的な運用方法等について検討し、その結果を踏まえて、平成18年11月29日付け消防災第427号により、各都道府県及び各指定都市あて『「消防団協力事業所表示制度」の実施について』を通知しました。

消防団協力事業所表示制度（以下「表示制度」という。）は、勤務時間中の消防団活動に対しての便宜や、地域防災のために従業員の消防団への入団促進など、事業所としての消防団への協力が、事業所の社会貢献及び社会責任として広く認められるものです。

これにより、事業所の信頼性の向上が図られるとともに、事業所の協力を通じて地域の防災体制が一層充実されることとなります。

今回は、通知の概要及び表示制度で事業所に掲示される表示証を紹介します。

2 通知の概要

（1）表示制度の目的

消防団活動に協力している事業所（以下「協力事業所」という。）に対し、表示証を交付して、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価することによって、協力事業所の信頼性の向上につながり、また、消防団と事業所との連携・協力体制が一層強化され、地域における消防・防災体制の充実強化を図ることを目的としています。

（2）実施主体及び実施開始日

ア 市町村等が交付する表示証（以下「市町村マーク」という。）

市町村及び消防本部が実施要綱（消防庁から要綱例を通知で示しています。）等を定め、実施要綱等で定める日から実施します。

イ 総務省消防庁が交付する表示証（以下「消防庁マーク」という。）

消防庁が交付し平成19年1月1日から実施します。

（3）実施要領

ア 市町村等

「〇〇市（町村）消防団協力事業所表示制度実施要綱（例）」を参考に、地域の実情及び過去の表彰実績等を踏まえて実施要綱等を策定して実施します。

イ 消防庁

「総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱」により実施します。

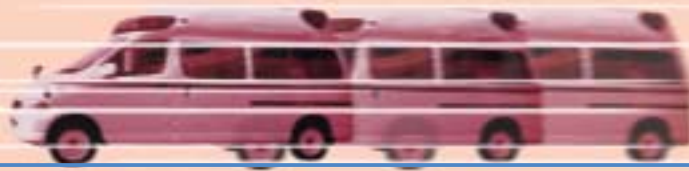
（4）表示証の交付対象及び交付申請

ア 表示証の交付対象

事業所等を単位として交付します。消防関係法令に違反している場合は交付対象外です。

イ 表示証の交付申請

事業所等が所定の様式により自ら市町村等に申請す



るほか、消防団長等による推薦も可能です。

※ 推薦の場合は、事業所等の事務負担の軽減を図るため、事業所等からの申請書の提出は必要ありません。

(5) 認定基準

事業所等が表示証の交付を受けられるケースとしては、
・消防団活動を行うことに対して昇進や昇給等で不利に扱わないようにしている。

・勤務時間中に消防団活動（出動・訓練等）を行った際に賃金をカットしない。

等の配慮をしている場合が考えられます。

※ 事業所等が確保している団員数等を全国一律に認定基準の中に設定することは困難であるため、各市町村の実情により認定基準を設定することとしています。

※ 認定基準における団員数については、当該事業所等の規模・形態や、団員の在職年数等を地域の実情と併せて勘案して設定する必要があります。

(6) 審査

審査会の設置は特に規定せず、各市町村の実情に応じて書類審査等で対応可能です。

※ 推薦の場合の審査は、表示申請書を活用して審査結果を記録しておくことが必要です。

(7) 表示方法及び表示有効期間

ア 表示方法

表示証は事業所等の見えやすい場所に表示するほか、同率に拡大又は縮小してパンフレット、ポスター、ホームページ等様々な媒体にも掲載することが可能です。

イ 表示有効期間

原則2年間です。

※ 市町村マークの表示有効期間中に消防庁マークの交付を受けた場合は、当該交付の日から2年間です。

※ 表示有効期間が2年を越えようとする場合は、事業所等の協力内容に変更が無く、かつ事業所等が引き続き表示証の表示を希望する場合に更新可能です。

(8) 認定の取り消し

次の場合には認定を取り消します。

・協力事業所が認定基準を満たさなくなったとき。

・協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。

・偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。

・その他、協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。

(9) 運用上の留意事項

ア 協力事業所として推薦する場合や表示有効期間を更新する場合は、必ず事前に事業所等の意向を確認したうえで手続きを進める必要があります。

イ 協力事業所と認定した事業所等が他の市町村に所在している場合は、当該事業所等が所在する市町村と協議の上、連名で表示証を交付することができることとしていますので、隣接市町村との連携を密にする必要があります。

(10) その他

ア 表示制度の普及を図るため、広報を積極的に実施して下さい。

※ 表示制度の広報用DVD・ポスターを配布予定です。

イ 表示制度の詳細については、別途「消防団協力事業所表示制度導入の手引き」を配布予定です。

3 表示証

消防団に協力していることが認められた事業所には、次の表示証が掲示されます。



総務省消防庁が交付する表示証



市町村等が交付する表示証